

ただ、それとは全然別に、社会経済の変動なり変化がありましたときに、年金としてどう考えていくかということは多分財政再計算とは別に常に考えなければならない。これは医療保険制度もそうでございますし、いろんな福祉サービスもそうですけれども、常に社会経済の変化を、国の制度としてどう考えていくかというのは一番基本的なところであります。今のところ、どちらかといいますと、財政再計算の際にそういうことも含めて検討させていただくという形で来ていますので、そういう意味で、財政状況をウォッチングしていただくということと、それが、制度改革なり法律改正に結びつくかどうかというのは論理的に必ずつながるという話ではないというのは現状でもそうです。

○ 高橋総務課長

先ほど堀委員の方から、みなし確定拠出タイプのような話の整理をどうするかというお話をあったんですけども、今、ずっとやっていました給付水準、保険料負担のところの、特に給付水準をどう考えるかという部分、これは8ページのところに幾つかご意見が出ているわけですが、堀委員がご指摘になった話は、実は、先ほどやりました5ページに論点として「公的年金の一部に積立要素を入れることについてどう考えるか」を上げています。ここについて、一部に積立要素を入れるべきというご意見は、私は、先ほどここは積立要素を入れるべきだというのは、確定拠出のようなものがいいのではないかというご意見が多いというふうに申し上げましたけれども、あえて事務局から論点を提示させていただけば、賦課方式を基本とし、ここに積立要素を入れるべきだというご意見について、もう少し議論を進めるべき要素があるのは、賦課方式の水準を下げて、その部分を確定拠出年金にするという幾つかのご意見が出ていますが、それは公的な制度なのか、強制なのか、任意なのかで、下げた部分に代わる給付の意味合いは全然違います。

仮に積立部分を入れたとしても、それは強制であるならば、一応国民全員に対して保障は行くのだと、あるいは純粋に今の確定拠出タイプに変えれば国の保障がなくなりますので、リスクは個人負担へ行ってしまいます。それはスウェーデンの制度ですけれども、そこは任意加入だとしますと、これはドイツのような例がありますが、そこは国としては関係なくなりますので、実際には公的年金を下げただけの話になっているわけです。そこはもう少しそれぞれのご提案についてご議論いただきたいということあります。

それから、もう一つは、確定拠出を入れるとしても、これは言葉の使い方はいろいろあるかと思いますけれども、いわゆる理念的な確定拠出年金は個人がリスクを負うものですから、仮に強制的な確定拠出年金を入れたとしても、リスクは個人が負担している以上、国は一切給付の保障をしませんので、実際には給付は幾らになるのかわかりませんという

ことを言っているわけです。

それに対しまして、スウェーデンのみなし確定拠出は実際には確定給付ですから、運用利回り一定の、あの給付算定方式によって計算されたものは、額そのものは国家が保証していますので、そういう意味では通常の私的年金みたいな確定拠出とは全然違うということです。それを前提にして、ここに出てくるご意見と給付水準の在り方については密接に関連するということですけれども、議論をやっていく上でかなり違いが出てきますので、そこはもう少しご議論が要るのかなというふうに考えています。

○ 宮島部会長

いずれ、少し具体的な話としてはそのあたりにいくと思いますけれども、今の話は、要するに公的年金制度の中の積立金的な要素、みなしである場合にも実際あると思うが、そういうのを織り込むという話と、今の401kのような、まさにああいう形で、公的年金制度とは関連はあるけれども、私的年金として外に出すというようないろんなタイプのやり方もある。いわゆる公的年金の給付水準というのは、自動的に、これは中の調整というよりも、制度そのものの仕組みで変わってしまうというようなケースが出てくるわけで、その辺のところは、論点としてはもっと詰めておかないと、今までいけないということですか、総務課長がおっしゃったのは。

○ 高橋総務課長

今すぐやる必要はないと思っています。

○ 宮島部会長

今の点は、堀委員、翁委員、あるいはほかの方も含めて、少し確定拠出の話を、この中でもう少し敷衍していただいた方がいいのかもしれないということですので、よろしゅうございますでしょうか。ほかにはいかがでございましょうか。

それでは、ここで一旦、5分ほど休憩をとりまして、その後、論点の4から始めたいと思います。それでは、25分に再開いたします。

(休 憩)

(再 開)

○ 宮島部会長

それでは議事を再開したいと思いますので、ご着席願いします。

論点整理案の12ページ、4をこれから取り扱いますので、それでは、総務課長から説明をお願いいたします。

○ 高橋総務課長

それでは、検討項目4番目の「国庫負担の引上げと安定的な財源の確保」、ここは小さい項目が2点ほどございます。

まず「国庫負担水準の引上げ」ということで、論点は「社会保険方式における国庫負担の意義をどう考えるか」という点でございますが、これにつきましては、低所得者も含めて社会保険方式により保障を及ぼすためとするご意見が幾つか出ています。

それから13ページでございますが、これは現行の給付の構造を変えるということが前提になるわけですが、年金の給付の構造を所得比例構造としたときに、低所得者に対しては、補足的な給付を国庫負担で考えるべきだとのご意見が出ております。

それから、論点の二つ目は、「基礎年金の国庫負担の水準についてどう考えるか」ということでございますけれども、2分の1への引上げは必要とする意見、それに、国庫負担の引上げについては、低所得者や過去期間分の債務の償却に着目してもいいのではないかということで、単純に引上げだけではなくて、幾つかのいろんなファクターを少し考慮しての引上げも考えられるのではないかというご意見が出ております。

14ページにまいりますが、「基礎年金国庫負担割合の引上げのための安定した財源をどのように確保するべきか」。

これにつきまして、基本的には消費税や年金税制の見直し、これは具体的には所得税の公的年金等控除のことかと思われますが、年金税制見直しで財源を賄うこととする意見。

それから、間接税につきまして、年金税制の方は所得税の話で直接税であるわけですけれども、間接税を所得控除の財源とするべきではないというご意見が出ております。

検討項目の第2番目、「年金収入に対する課税」ということにつきまして論点は、「年金受給者に対しては、公的年金等控除により、現役世代と比較して優遇措置が税制上講じられているが、世代間・世代内の公平を確保する観点からの見直しをどう考えるか」ということで、公的年金等控除を縮小するべきとする意見、これはかなり多くございました。

それから、公的年金等控除見直しの際には、生活実態等への配慮が必要ではないかというご意見もかなり出ております。

15ページの方にまいりますが、年金課税については、見直しを行う場合には、老齢年金にとどまらず、現在非課税になっております遺族年金、障害年金の非課税措置も見直しが必要ではないかというご意見も出ております。

次の論点でございますが、「年金収入に対する課税を強化した場合の増収分の取扱いをどう考えるか」、これにつきましては、基礎年金の国庫負担水準の引上げに充てるべきではないか、子育て支援に充ててはどうか、こういったご意見が出ております。

出ているご意見は、課税を強化した場合の増収分につきまして、国庫負担の引上げとリンクをさせるべきではないかというご意見が割と出ているということでございます。以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは、この項目について、特に国庫負担は少し理念的な議論から16年度改正に向けての具体的なテーマに移っているものでございますが、いかがでございましょうか。この論点の整理の仕方及び中に記載されております意見をごらんになっていただいて、何かご意見がありますか。翁委員、どうぞ。

○ 翁委員

基礎年金の国庫負担の2分の1の引上げの問題というのは、恐らく4の最初のところであった、国庫負担をどういうふうに年金制度に位置づけていくかという問題と非常に密接に関係している話だと思います。2分の1への引上げというのは、財源が税なら保険料と同じ国民負担であり、それを消費税とするか、そうでないものにするかによって、どこに帰着していくかということも変わりうる。国庫負担について、本来、低所得者に対してスウェーデンのような最低保障みたいな形がいいという理想論が出ている一方で、現実問題として2分の1に引上げようとすると、もし、それが消費税ということになれば、これは低所得者に直接打撃がいく問題です。そういう意味では、いわばその問題は本当はリンクしている問題なんじゃないかというように思います。

ですから、どういう意見を書くべきなのかというのは、また、別の問題として、国庫負担の在り方ということと2分の1の引上げとか、帰着の問題というのは、すべてみんなリンクした問題であるという感じを持っています。

○ 宮島部会長

これは書き込んでいただくかどうか別として、今ご意見がありましたように、国庫負担を投入するのが、低所得者を含めた社会保険の政策コストだという考え方と、もう一つは、保険料の上昇を抑えるという二つのことが書かれていて、そうすると、今お話しのように、どういう税財源を使うと整合的なのかという議論は当然あり得ると思うんですね。今のご意見は、つまり国庫負担を投入することの理由づけと、それにふさわしい税財源の選択というような形で、翁委員に見ていただきますが、その中身は相当な議論が必要なところでございますので、各論のところで議論していただきたいと思います。事実上、そこに触れているところも何点かその中にはありますけれども。

○ 小島委員

基礎年金の国庫負担の2分の1への引上げ及び税方式への転換については、これまで3名（大山、山口、向山委員）の意見書で出していますが、財源について直接触れていなかったのでお話しします。私どもが考えているのは、2分の1までは一般財源で充てるべきだということです。

それと、これまでの大山、山口、向山、三委員の意見書では、公的年金控除の在り方について、若干触っています。それは在職老齢年金の廃止との関係で触れており、向山委員も意見を出しています。年金課税については見直しをして、その税収を年金財政に投入すべきだと考えていますので、その点を論点整理の意見として入れていただければと思います。

○ 宮島部会長

一般財源と税財源というのは多少言葉として区別されますか。あるいは税財源といつても、それも一般財源になるか、目的財源なのかという、その辺、一般財源という言葉を使うとなると少し考えなければいけないところが出てきますが。

○ 小島委員

そうですね。

○ 宮島部会長

その点は、我々が勝手につくるわけにはいかないので、小島委員からそういう形で文言の修正なり何なりをちょっと入れていただければというふうに思います。若杉委員、どうぞ。

○ 若杉委員

16ページに私の発言が出ているのですけれども、年金保障の対象を拡大する観点から評価する意見ということですが、年金制度における対象を拡大すべきだということですが、今のような制度では、そういう点に限界があるのではないかというのが私の問題提起でして、ですからもっと抜本的な新しい制度をつくるべきではないか、そういうことを議論すべきじゃないかということで、その後で、意見を来週出すときに、そういうことも含めて出したいと思います。

○ 宮島部会長

次の5のところですので、そこでもう一回、お願いします。

○ 若杉委員

もういいです、それでいいですから。

○ 宮島部会長

今回の議論の中で、幾つかのテーマで言えば、既裁定年金の話とか年金課税の話は余り中で意見がはっきり分かれるというようなことは実はなかった。やや、予想外というとおかしいですが、時代状況がそうさせたものだと私は理解しておりますけれども、しかし、この辺のところは、一連の議論の中では、従来の考え方とかなり大きく違うことを論点の整理の中に盛り込むということでもありますので、今、小島委員からそれについて若干ご意見がございましたが、ほかにありますか。

過去期間分の債務償却も考えるということが、山崎委員のご意見でございまして、そうしますと、相当規模が大きくなりそうな気がしているんですが、そのところで少しございますか。考え方ということであればいいと思いますが。

○ 山崎委員

これは考え方でございます。その場合に、たしかそのときに申し上げたかと思うんですが、私、国庫負担で過去債務の償却の財源を重点的に考えるという場合に、税を使うということになりますと、2階の債務ではなくて1階の債務の償却だろうと思います。国民年金の過去期間分の債務、将来期間分の債務がどうなっているかということなんですが、翁委員から、たしか質問がありまして、私の概算では、過去期間分の債務は200兆円ぐらいでしょうと申し上げました。数理課長も、はっきりした数字はないけれども、そんなことでしょうとお話になったのですが、一応この際、次回で結構ですから、もし試算したものがあれば、お出しいただきたい。ついでに、共済年金についても同様のものをお出しいただければというふうに思います。

○ 坂本数理課長

検討させていただきます。

○ 宮島部会長

堀さんが、今、数理部会の方の部会長ですが、何かご感想があれば。

○ 堀委員

前にも山崎委員の提案に対してちょっと疑問を呈したのですが、積立方式なら過去債務というのはあり得るのですが、賦課方式ではそういう考えはないのではないかでしょうか。例えば償却したとすると、基礎年金についてその分については積み立てるということになるのでしょうか。過去債務というのは、あくまでも積立方式の考え方で、過去分についても積立金は持ちましょうという考えだと思うのですね。

賦課方式の年金の費用は、その年度の保険料ですべて賄いましょうということで、積立金はないのが前提です。

○ 山崎委員

そういうご議論はあろうかと思うんですが、現実に数理リポートの中で、厚生年金について、仮に積立方式のような考え方をとった場合に、債務がどうなっているかというのをお出しになっているわけですから、国年、共済についてもお出しをいただいていいのではないかと思います。非常に膨大なお金になりますが、私自身は超長期で償却していくことになるのだろうというふうに思います。

○ 坂本数理課長

今、先生は数理リポートにおいて積立方式をとったならばどうなるという記述があるとおっしゃいましたけれども、数理リポートで述べておりますのは、給付原価を分解するとどうなるか、そういう見方でございます。それを積立方式と見るかどうかというのは別の要素になってくるかと思います。

○ 宮島部会長

必要があれば、概略のものでいいですから、一度出していただければと思いますけれども、できる範囲で結構ですから。

○ 坂本数理課長

はい。

○ 宮島部会長

ほかにいかがでございましょうか。

○ 神代部会長代理

山崎委員の13ページのご意見の意味なんですけれども、ちょっとよくわからないんですが、多分過去期間分の債務というと、330兆ぐらいでしたか、あの中には1階部分は入っているのか、入っていないのか。

○ 坂本数理課長

330兆の中は、1階部分のは含まれておりません、2階だけでございます。

○ 神代部会長代理

そうですか。そうすると、山崎先生のは、1階部分についてだけおっしゃっているわけですね。

○ 山崎委員

はい。

○ 神代部会長代理

わかりました。

○ 堀委員

15ページの遺族年金、障害年金の非課税の提案は、ちょっと唐突のような感じがします。これは前にも説明したのですが、補足しますと、例えば障害者でいうと、障害者に給与所得があれば課税されるが、障害年金であれば非課税になります。これはおかしいので、同等にすべきです。給与所得者である障害者も年金受給者である障害者も、障害者控除で同じにすべきであるというのが提案の趣旨です。遺族年金についても同じですね。

もう一点、先ほど小島委員が基礎年金の国庫負担率の引上げを一般財源でと提案しましたが、これについて若干コメントします。一般財源というとすべて税財源になるかのように思われますが、実はそうではないのです。現在、80兆円の歳出に対して50兆円の税収しかなくて、30兆円を借金で賄っています。現在基礎年金に対する3分の1の国庫負担も税で賄っていることになっていますが、実際は赤字国債によってかなりの部分が賄われているのです。そうすると、国庫負担率を2分の1に引き上げる財源として一般財源をあてにすると、赤字国債分が増えることになります。基礎年金の国庫負担率の引上げは増税によって賄うべきで、そういう意味でその財源は消費税を充てるべきだと言っているのです。

○ 宮島部会長

ほかにいかがでしょうか。もちろん次回もう一度議論いたしますので、よろしければ、次の5に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、5の方をお願いします。

○ 高橋総務課長

検討項目5の「支え手を増やす方策」でございます。ここはかなりボリュームがございます。まず中の項目は3点ほどに分かれています。まず、15、16ページにまたがっておりますが、この支え手を増やす方策の「取組の意義」ということでございます。この論点は、「就労形態を含めた個人のライフスタイルの多様化に対応して年金保障の充実を図るとともに、少子高齢社会においても給付と負担のバランスを図り安定的な制度運営を行っていくことが重要ではないか」ということでございます。

これにつきまして、安定的な制度運営を行う観点から支え手を増やす取組を評価する、年金保障の対象を拡大する観点からそういった取組を評価できるとするといったご意見が出ております。

それから、関連してございますが、外国人労働についての検討が必要とするご意見も出ております。

16ページの下の方でございますが、第2点目で、取組の具体論の話になってまいります

が、「短時間労働者等に対する厚生年金の適用」に関して、論点は、「短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大を図るべきではないか。その場合、保険料負担の増加、年金財政への影響、健康保険との取扱いの均衡等について、どのように考えるか」、「派遣労働者に対する厚生年金の運用拡大について、どう考えるか」ということでございます。

まず、短時間労働者に対する厚生年金の適用を進めるべきであるというご意見がかなり出ております。17ページにまいりますが、短時間労働者に対する適用拡大を議論するに当たっては、そういう定性的な議論ではなくて、まず定量的な議論が必要だというご意見が出ております。

それから、短時間労働者に対する適用の拡大につきまして、個人事業所の労働者保護という観点から拡大をするべきというご意見が出ております。

それから、具体策3番目、「高齢者の就労促進」というところでございますが、論点として、「現在の在職老齢年金の仕組みについて、高齢者雇用との関わりをどう評価するか」ということにつきまして、ここは現在の在職老齢年金制度が一定の就労促進効果を有しているのではないかというご意見が出ております。

論点の二つ目で、「高齢者の本格的な就労を促進していくため、就労に対して年金制度の影響が及ばないような（これは影響がニュートラルだということですが）新たな仕組みを検討することについてどう考えるか」ということでございますが、これにつきましては、在職老齢年金制度以外の方策についてのご意見、ほかの制度でも考えられるということでございます。これは幾つか提案が出ております。

それから4番目で、「次世代育成支援」でございますが、論点三つございます。まず一つは、「少子高齢化が将来の我が国社会経済に大きな影響を及ぼすことが予想される中で、公的年金制度においても次世代育成支援に向けた対応をとることをどう考えるか」ということで、具体的な論点として、その次に「育児期間中の者に対する保険料の免除等の配慮措置を拡大することについてどう考えるか」、それから、「公的年金の積立金を財源とした新たな教育資金の貸付制度の創設や年金制度における保育費用の助成等、育児や子育てを支援する措置を講じることについてどう考えるか」ということでございますけれども、議論としては、次世代育成支援を年金制度でやっていくということを肯定する意見、これは一般論として。それから、具体的なこういった育児支援なり奨学金についても賛成の意見が出ています。

それから、育児期間中の者への配慮措置について、これは反対しないけれども、ただ、効果は疑問だというご意見が出ております。

次世代育成支援全体について、年金制度でどうするかという基本論につきまして、18ページ下でございますが、少子化対策は必要だけれども、これは年金制度の外でやるべきだというご意見が三つほど出ております。

それから、ちょっと別の観点でございますが、育児支援の枠組みについては、これは社会保険システムを活用した育児支援の新たな枠組みを検討するべきではないかというご意見も出ております。以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。5の「支え手を増やす方策」について、先ほど若杉委員から一部ご意見が出ておりまして、それから別途、言葉遣いの問題もどうかという意見もございました。ただ、中身について、そのものの扱うテーマについては、若杉委員も特にご異論はないようでございまして、言葉遣いは当面何とか定着していることありますから、中身の方できちんとするということで、これを使わせていただきたいと思っております。

この中身がかなりまた幅の広い問題がございます。取組の意義、特に短時間労働者に対する厚生年金の適用問題も、これはかなり大きなテーマでございまして、従来はむしろ高齢者の就労促進のことは議論されておりましたが、短時間労働者への厚生年金適用の話と、特に次世代育成支援、これは少子化対策との絡みで議論されてきたものであります、やや、これは新しい議論ということで整理してございますが、これにつきましても、いかがでございましょうか。論点の整理の仕方を含めて何かご意見ございますでしょうか。

○ 神代部会長代理

基本的な部分じゃないのかもしれないですが、16ページの①の最後のところに、矢野委員のご意見があって、外国人労働者の問題が取り上げられているのですが、矢野委員のご趣旨とはちょっと違うのかもしれないんですけども、現在既にたしか不法就労は別としても50万人ぐらいいるでしょう、外国人労働者が。年金通算協定のない国から来ている合法的な専門職等の就労外国人が相当いますよね。日系人だけで23万人ぐらいたしかいたと思いますが、数十万人既に通算協定のない国から来ている外国人がいるんですが、その人たちに対する年金の適用状況がどうなっているのかというデータを余り見たことがないんですよね。支え手の一部になっているのかもしれないんですけども、現に。

日系人に関しては、本来は厚生年金に入るべき雇用労働者として働いている人の相当部分が、例えば派遣やなんかの業者のところで働くかされていて、国民年金に入っている人がかなりいるんじゃないかな、また、両方入っていないというのも結構いるのではないかという認識を私は持っているんですが、その辺はもしわかつたら、今日でなくてもいいんですけど、

データとしては捕捉しておいた方がよいのではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○ 宮島部会長

次回、それをできるだけ用意をしていただきたいと思いますが、どの程度把握できるのかどうか。もともとそういうデータがきちんとあるのかどうかわかりませんが。

○ 木倉年金課長

どこまでわかるか、ちょっと調べてみます。

○ 宮島部会長

ほかの論点はいかがでございましょうか。これも各論に入ってまいりますと、また、ご意見もいろいろ出てくるとは思いますが、とりあえず論点の整理の仕方としては、こういう仕方にいたしますが、また、次回、何かご意見があればいただくということにいたします。

それでは、次が19ページ、「女性と年金」に関する部分でございますが、これについて、お願ひします。

○ 高橋総務課長

19ページ、論点6番目の「女性と年金」でございます。ここは細目2つに分かれておりますが、まず、「女性のライフスタイルの変化と給付設計の在り方」、これにつきまして論点は、「女性のライフスタイルが多様化する中、年金制度の給付設計についてどう考えるか」。

これにつきましては、ご意見としては、制度の給付設計の単位・モデルを見直すべき。これは、現行制度のモデルは、世帯単位を念頭に置いてつくられているわけでございますが、そのモデルなり給付設計の在り方を少し見直すべきだというご意見が出ております。

では、「給付設計を個人単位とした場合に、女性の年金保障をどうとらえるか」ということにつきまして、ここは実態論ということでございますが、人によっては年金保障が十分ではないケースが出てくるのではないかというようなご意見が出ております。

それから、「第3号被保険者制度」につきましては、「女性の就労の進展等、経済社会情勢の多様な変化の中で、現在の第3号被保険者に係る給付や負担の在り方をどう考えるか」という点でございますが、まず第3号被保険者制度などが男女の経済力の平等化を阻害しているというご意見。

この第3号被保険者の中で、育児・介護期間中の者以外の被扶養者、は定額負担をするべきではないか。

それから、どういう制度がいいかどうかという話とは別の議論でございますが、第3号

被保険者の負担能力につきまして、これは負担能力があるのではないかというご意見。

先ほどご議論いただきました短時間労働者に対する厚生年金適用の拡大、こういうことをやっていけば、第3号被保険者のニーズが減っていく可能性は高うございますから、その中で第3号被保険者制度の見直しが必要ではないかというご意見。

個人単位化を評価する意見と書いてございますが、これは現行の給付設計の中でという前提でございますけれども、夫婦の所得分割による方式によって個人単位化がやれるのではないか。そういうやり方が合理的ではないか。

給付面での調整でやれるのではないかというご意見。これは現在、第3号被保険者は負担をしていないわけですけれども、給付の面で調整するということが考えられるのではないかというご意見でございます。

それから、第3号被保険者制度については、これは意義があるのではないかということのご意見かと思われますが、負担能力に欠ける者への配慮が必要とする意見ということで出ております。

ただ、あと、追加的な論点を右側の備考欄に書いてございますが、若干少しずつご意見にも出ておりますけれども、まず、現行の制度そのものについて、第2号被保険者の負担能力に応じて求めていく方法についてどういうふうに考えているのかという意見。

仮に受益に着目した保険料負担を求める場合に、これは前回、女性と年金の検討会で6案ほどの案を提示しておりますけれども、妻自身に保険料負担を求める考え方と、夫を通じて保険料負担を求める考え方があるが、どちらが適当か。

それから、育児・介護期間中はちょっと別ではないかというような話が意見の中で幾つか出ておりますけれども、そういう点についてどう考えるかという点が追加的な論点としてあるのではないか。追記をさせていただいております。以上でございます。

○ 宮島部会長

どうもありがとうございました。ここはやや異例でございまして、女性と年金の報告書でかなり包括的な議論もされておりましたので、必ずしもここで提起されたご意見ではなくても、論点は、網羅したらよいだろうということで、私たちの方で追加的に少し入れていただいております。

それでは、このところは、先ほどの短時間労働者に対する厚生年金適用問題と一部重複している部分でございまして、両者にわたっても結構でございますので、また、何かご意見の追加なり、修正意見、あるいは意見そのものに対するご意見、何かございますでしょうか。

○ 井手委員

今、お話をありましたように、短時間労働者への厚生年金の適用拡大も、女性という立場から見れば当然この中に入ってくるという意味では、「女性と年金」というタイトルをつけた中で見ると、そこが抜けているようにも見えてしまうところがあろうかと思います。この部分は第3号被保険者制度に関して、前回配られた資料に関しての、各委員のコメントをここにまとめた形に恐らくなっているのだろうと思うんですけれども、「支え手を増やす」というところも関連してきますし、「次世代支援」というところとも関係してきますし、そもそもライフスタイル云々のところは最初の考え方のところにも関連してくると思いますので、主語を「女性」としたということで、どうしても、ここに入れるとおさまりが難しいのかなという気がいたしますけれども、そういう意味でも、「女性と年金」というタイトルでこここの6番を位置づけようすれば、これを考えるに当たっての基本的な考え方というようなところで、ほかの項目とのつながりをちょっとコメントしていただくと非常に頭の整理がしやすいかなという気がいたします。各部分に関連しているところを決して忘れないように押さえるという意味で、そういう表現を入れていただければありがたいと思います。

○ 宮島部会長

わかりました。実はその問題は、もちろん「女性と年金」のこの項で、ほかのところも微妙に重なり合うところがございまして、項目で切ってしまうとどうしてもやや無理が出るところもありますので、場合によっては再掲という形で論点を入れ込んで、今のようなことがないように少し注意したいと思います。そうすると全体が長くなってしまって、また繰り返しですかという話が一方で出かねないので、この辺のところは、最後の整理のところでは、少し皆さんのご意見を聞いて工夫いたしますが、今のところ、たたき台のところでは少し重複も含めて誤解のないようにしておきたいと思います。

ほかにいかがでございましょうか。矢野委員に私がお聞きするのは大変申し訳ないですが、今日参考で日本経団連の「公的年金制度改革に関する基本的な考え方」と委員の意見が配布されました。その中で、短時間労働者への問題と女性の問題について、積極的なご意見といいますか、余り見られなかったような気がするのです。確かにご指摘のように、こういう問題は、少し定量的なもの含めてということがございますが、何か多少追加的に、矢野委員として、今の点で何か発言していただることはございますでしょうか。これは論点整理なものですから、全く意見がないというようにとられてしまう可能性がちょっとありますので。

○ 矢野委員

定量的にモノを考えていく必要があるということと、今日の参考資料の中にも書いておきましたけれども、抜本的な改革の方向をまず決めるということが先ではないかと。つまり基礎年金とその上の部分の役割、財政・財源の問題、そういう基本の問題をきちんと方向づけして、そして次に提起されている問題については定量的に議論していくということだと思います。

この問題は、単に年金の「支え手」という角度からだけではなくて、日本の国の労働力というものをどう考えるかということになってくるわけでございまして、そういう意味では、一部にも触れましたが、女性とか高齢者あるいは外国人の問題とか、そういうものと皆絡まってくるテーマだと考えております。ですから今そういう意味ではいろいろ考えているところでございまして、時期が来たら、またもう一遍整理したものをお出しできればと考えております。

○ 宮島部会長

わかりました。どうも失礼いたしました。一応これは論点の整理ですので、包括的にちゃんと論点が整理されているかどうかということになりますと、なるべく次回ぐらいまでに、一応項目だけでも頭を出しておいていただければと思います。あと、それをまた各論で詰めていくことは可能でありますけれども、とりあえず10月で一応総括的な論点整理案を公表したときに抜けてしまっては、私が勝手につけ加えるわけにもいかないものですから、委員のご意見として、できれば項目として、世の中でいろいろ議論はされており、注目されているのに、部会では意見がありませんでしたということがないようにしていただきたいというのが私のお願いではあります。失礼いたしました。

それでは、ほかにございますでしょうか。

○ 山崎委員

年金を使った奨学金制度の創設につきましては、私、基本的に賛成なんですが、ただ、問題は、利息をどうするかというのが大きな論点になると思います。きちんとした利息を取って返済していただくのであれば、一つの運用の方向だと思います。恐らく元本割れはない、むしろ安定運用の一つの方法かと思いますので、一応論点として挙げるべきじゃないかというふうに思います。

○ 宮島部会長

私も個人的にはその辺をはっきりしてほしいということは少しありますので、論点として加えていただくということでよろしいかと思います。